

○ 金融商品取引法等に関する留意事項について（金融商品取引法等ガイドライン）（平成21年 9 月金融庁総務企画局）

改 正 案	現 行
第 1 章 金融商品取引法 金商法第 2 条（定義）関係 <u>（金商法施行令第 1 条の 3 の 2 第 2 号に該当する場合）</u> <u>2 - 2 リース取引を業として行う者（以下 2 - 2 において「リース事業者」という。）が共同してリース取引に係る事業を行うことを約する契約に基づく権利に関し、リース事業者がリース取引に係る借主の審査及び管理並びにリース物件（リース取引により借主に使用させる物件をいう。）の管理その他のリース取引に係る重要な業務に従事する場合には、当該リース事業者は、金商法施行令第 1 条の 3 の 2 第 2 号口に該当することに留意する。</u>	第 1 章 金融商品取引法 金商法第 2 条（定義）関係 （新設）